

令和5年4月5日

関係者各位

旭川工業高等専門学校長  
五十嵐 敏文

令和6年度本科入学者選抜における「自己推薦」制度の導入について

本校では、令和6年度本科学生募集の推薦による選抜から、「学校長推薦」に代えて「自己推薦」を導入します。

令和6年度推薦選抜の出願資格は下記のように変更となります。

なお、令和7年度以降の推薦選抜の出願資格については、当該年度の学生募集要項でご確認ください。

記

○ 出願資格

次の①～③すべての条件を満たすことが必要です。

- ① 令和6年3月に中学校を卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了見込みの者及び中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者（学校教育法施行規則第95条各号に該当する者）
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。
  - ・学業成績が中学校3年間における9教科の5段階評定の合計が105以上であること及び主要5教科（国語・社会・数学・理科・英語）の5段階評定の合計が60以上であること。
  - ・第3学年における9教科の5段階評定の合計が35以上であること及び主要5教科（国語・社会・数学・理科・英語）の5段階評定の合計が20以上であること。
  - ・中学校3年間における数学の5段階評定が各学年で4以上であること及び第1学年、第2学年の5段階評定の合計をそれぞれ2倍、第3学年の5段階評定の合計を3倍した数の総和が236以上であること。
- ③ 本校への入学意志が特に固いこと。

以上